

公益社団法人 恵庭市シルバー人材センター 会員の賠償責任負担額基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の、就業事故における会員の賠償基準を明確化することにより、事故防止意識を高めつつ就業に集中できる体制を確保するために設置する。

(負担額)

第2条 会員の賠償責任負担額基準は、下表の定めるところによる。

| 賠償額 | 保険適用 | 免責額有無 | 会員負担額 | センター負担額 |
|-----------|------|--------------|------------------------|---------------------|
| 10,000円以上 | ○ | ○ 10,000円 | 免責額の1/2 (5,000円) | 免責額の1/2 (5,000円) |
| | × | × | 賠償額の1/2 (上限10,000円) | 左記額を差し引いた額 |
| 10,000円未満 | × | × | 賠償額の1/2 (5,000円未満) | |

但し、事故原因が安全就業規程に抵触する作業によると安全就業推進委員会小委員会で判断される場合は次表の負担額基準とする。

| 賠償額 | 保険適用 | 免責額有無 | 会員負担額 | センター負担額 |
|-----------|------|--------------|------------------------------------|------------|
| 10,000円以上 | ○ | ○ 10,000円 | 免責額全額 | なし |
| | × | × | 賠償額の1/2を上限として安全就業推進委員会小委員会において決定する | 左記額を差し引いた額 |
| 10,000円未満 | × | × | 賠償額全額 | なし |

また、車両による事故を起こした場合の会員の賠償責任負担額については、車両保険に加入できない車両がある事、また保険を適用した場合の当該車両の状況によって保険料の増額等に変動がある事から、保険を使用するか否かはセンターの判断である為、車両による事故を起こした場合は全て上記表の保険適用可に当てはめ判断することとする。

(委任)

第3条 この基準の細部運営について必要な事項は、理事長が定める。

附則

この基準は、平成26年4月1日より実施する。

この基準は、平成28年4月1日より実施する。

この基準は、令和4年4月1日より実施する。